

「実査体制の機能維持，国と地方の連携」の進捗状況

——平成21・22・23年度統計法施行状況報告より——

菊 地 進

2007年に統計法が全部改正され、2009年4月に全面施行された。あわせて同年、その第4条に定められた「統計基本計画」も閣議決定され、最初の5か年計画が動きだした。その後3年が経過し、4年目に入っている。この計画推進状況については、総務大臣が毎年取りまとめて公表するとともに、統計委員会においてその評価を行うこととされている¹⁾。これを受け、2010年6月18日に「平成21年度統計法施行状況報告」が、また、2011年7月8日に「平成22年度統計法施行状況報告」が、そして2012年6月14日には「平成23年度統計法施行状況報告」が総務省統計局政策統括官によってまとめられた。

「統計基本計画」自体は論点が多岐にわたるため、ここでは地方統計機構の支援に関する部分、すなわち「実査体制（統計専任職員）の機能維持，国と地方の連携」（〔2〕第3の2の(2)、p. 27-29）の項に関わる点についてのみ、進捗状況を見ておくことにしたい。

というのは、実査を担い、日本の統計作成の土台を成している地方自治体の統計機構は、財政健全化への取り組みが続く中、その機能維持に苦しむところが多く、支援をどうするかが国の大きな政策課題となっているからである。

また、3年分の施行状況報告がまとまったこの時点で施行状況を概観しようとするのは、2009年に策定された「統計基本計画」に基づく措置や方策に対する施策に関し、計画期間中にどこまで取り組みうるかの見通しがおおよそ明らかになってきたからである。フォローアップのための統計委員会ワーキングにおいても、すでに関心は次期計画をどうするかに移ってきている²⁾。

I. 統計基本計画で提起されたもの

公的統計の直面する課題と地方統計

「統計基本計画」では、公的統計の直面す

1) 施行状況審議のために、統計委員会基本計画部会のもとに三つのワーキンググループ（WG）が設けられ、法の施行状況に係る専門的検討が行われている。その審議分野は、第1WGが、経済統計（SNA、経済構造統計等）、第2WGが、人口社会統計（国勢統計等）、第3WGが、共通・基盤的な事項（統計データの有効活用の推進等）である。本稿で取り上げたテーマは、第3WGの審議事項である。

2) 平成23年度・24年度の施行状況報告は、「第期基本計画の策定に向け、第期基本計画の進捗状況の精査や今後の問題整理を行う上で重要」との位置付けのもとに審議を行うこととされている（「平成23年度統計法施行状況に関する審議の進め方について」、統計委員会基本計画部会、平成24年6月14日）

る現状について次の5つの課題認識を示した。第1に、行政において「証拠に基づく政策立案」(evidence-based policy)への要請が高まっている、第2に、経済・社会環境の変化に伴い、公的統計の作成・提供のニーズも変化し、多様化してきている、第3に、調査環境の悪化が進んできている、第4に、情報通信技術の発展に伴い統計利用ニーズが多様化してきている、第5に、公的統計作成・提供のための予算、人員(統計リソース)が減少してきている([2]第1の2, p.4)。

これらの課題は、地方公共団体においても同じで、特に、第1と第5が国以上に重くのしかかってきている。「統計基本計画」では、地方統計は「実査体制(統計専任職員)の機能維持、国と地方の連携」([2]第3の2の(2), p.27-29)の項で取り上げられている。あくまでも実査体制の機能維持である。ここでは地方の実査体制の現状として、「地方公共団体の統計部局は、……大規模調査を一括して担当し、統計の真実性と統一性を確保するとともに、地方独自の活用を図るなど、わが国統計調査の基盤を確立する上で重要な役割を果たしている」([2], p.27)ととらえる一方、「公的統計の多くは、……地方公共団体においても幅広く活用されるものであり、その整備に当たっては、国の視点だけでなく地域の視点に配慮することも必要である。地方公共団体では、公的統計を自ら利用するとともに、住民に対する情報提供の機能も有しており、統計の広範な普及に当たっては、このような点を踏まえつつ国と地方の協力を一層深めることが必要である」([2], p.28)としている

まさに、地方公共団体の統計部局は、わが国統計調査の基盤を確立する上で重要な役割を果たすばかりでなく、地域の情報基盤としての統計の確立を果たす上でも重要な役割を果たすべきであるというのである。

実査体制の現状と課題

ではそのために必要な事項を「統計基本計画」ではどのように提起しているか。まず、実査体制の現状・課題であるが、これについては次の4つの点を掲げている。

- i) 都道府県の統計主管部局の職員(統計専任職員)や市町村の統計関係職員については、地方行政改革の中での大幅な削減が進められている。
- ii) 実査を担当する現場では、統計調査業務と他業務を兼務が普通で、大規模周期調査の実施時期によっては要員の確保が困難となり、業務量の平準化が必要である。
- iii) 統計専任職員の平均年齢と交付金の基準単価とのかい離が生じ、当道府県の負担が増えるとともに、交付対象外となる再任用短時間勤務職員の配置が増加しつつある。
- iv) 高齢化と調査環境の悪化により、統計調査員が不足し、確保が困難になっている。

地方公共団体の統計部局に与えられた意義役割を考えると、深刻な状況にあることは基本計画上も認識していることになる。

実査体制の機能維持の具体的施策

では、これを乗り越えるための具体的施策は何か。これについては、「統計基本計画」では別表として、「今後5年間に講ずべき具体的施策」(平成21年度から実施)として、国の取組み部署を含めて次の8点を掲げている([2], p.57-58)。以下付与した施策番号は、筆者による便宜的なものである。記載されている順序は以下の通りであるが、「統計基本計画」の別表でこうした施策番号が付けられているわけではない。

(施策1)・地方公共団体を經由する必要がある調査(原則として調査員が必要な調査)の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。(各府省)

(施策2)・新たな統計ニーズを含め、基本計画を踏まえ、地方公共団体の統計部局

- における業務量を極力平準化するよう調整に努める。(総務省)
- (施策3)・地方公共団体を經由する調査について、報告者負担にも留意しつつ、地方のニーズも踏まえ、地方表章の充実を計画的に推進するとともに、上乘せ調査(客体数、調査事項)を地方公共団体が実施できるよう支援する。(各府省)
- (施策4)・都道府県の統計主管課の機能をより充実させる観点から、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討する。平成22年度までに結論を得る。(総務省)(アンダーライン筆者)
- (施策5)・各府省と協力して、地方公共団体の政策部門や人事・財政部門等に対し、統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方公共団体の統計部局が必要な人材を確保できるよう支援する。(総務省)(アンダーライン筆者)
- (施策6)・各府省及び地方公共団体と協同し、統計調査員(統計指導調査員を含む)の職務を精査して、現状の統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定めるとともに、それに応じた処遇改善等を早急に検討し、実施するよう努める。(総務省)
- (施策7)・統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に調査客体等にたいする周知を推進する。(総務省、関係府省)
- (施策8)・統計調査員の効率的運用を図るため、地方支分局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。(各府省)

鍵を握る施策

これらの施策はいずれも大事であるが、特に注目したいのは上記のアンダーライン部分である。一つは交付金の基準単価の見直し、調査員の処遇改善という予算措置を伴う施策である(施策4)。地方公共団体より強く要望されてきていながら実現されてこなかった点であるが、「統計基本計画」の施策として閣議決定されたことにより、どれだけ進展が見られるのかが注目されていた。

もう一つは、地方公共団体の政策部門や人事・財政部門が統計利活用と人材確保の必要性を理解できるように支援するという点である(施策5)。この担当は、各府省の協力を得て総務省となっている。地方公共団体の原部局の多くは、対応する国の機関とのつながりが強く、総務省統計局が地方公共団体の政策部門や人事・財政部門等に対して統計の有用性を周知するよう働きかけるとするのは異例である。しかし、ここで目指されていることが実現されるかどうかは、地方公共団体の統計部局が活性化し、地域の情報基盤としての統計を確立することができるかどうかの重要な鍵を握ってくると考えられる。

なぜそう考えられるかについては、拙稿「地方統計機構と統計の利活用」(法政大学日本統計研究所『研究所報』NO.40)で論じておいた³⁾。

II. 基準単価の見直しと庁内統計理解

それでは、まず、上の二つの施策がどのよ

3) これは、文部省科学研究費研究『地域経済活性化と統計の役割に関する研究』(基盤研究B、2006年度～2009年度、課題番号18330042、研究代表;菊地進)において行った、全国の統計関係機関へのヒアリング調査の結果をもとにまとめたものである。地方自治体の統計主管課に新たに配属された職員、特に課長・課長補佐には参考になるとの意見が寄せられている。

うに進んでいるかについて、総務省統計局政策統括官による平成21・22・23年度の「統計法施行状況報告」で確認しておくことにしたい。特に、施策4については、「平成22年度までに結論を得る」とされており、計画期間前半において最も注目されるところとなっている。

基準単価の引き上げ

〔施策4〕・都道府県の統計主管課の機能をより充実させる観点から、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討する。平成22年度までに結論を得る。(総務省) (アンダーライン筆者)

平成21年度「統計法施行状況報告」より

(〔3〕, p. 79)

「都道府県の人事当局が再任用短時間勤務職員を職員定数条例の定数として管理する旨を定め、運用している場合には、交付対象の範囲として取り扱う方向で検討。この検討に資するため、都道府県から同職員に係る定数上の取扱い等に関する情報を収集。なお基準単価の見直しに関し、平成21年度は取組実績なし。」(継続実施)

平成22年度「統計法施行状況報告」より

(〔4〕, p. 80)

「統計調査事務地方公共団体委託費は、平成21年度の概算要求基準までは義務的経費として扱われていたことから、前年度予算額の範囲内での要求が可能であったが、平成22年度の概算要求基準においては、従前とは異なり、義務的経費以外のその他一般歳出として扱われ、概算要求の大幅な削減が行われることとなった。

このため、従前の考え方での基準単価の見直しは困難となり、新たな観点からの検討が必要となった。平成23年度も概算要求

基準の動向などを踏まえ、引き続き検討。

また、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、統計専任職員の対象範囲等の見直しの一環として、再任用短時間勤務職員を対象範囲に含めることについても、このような新たな状況の下で検討。」(継続実施)
平成23度「統計法施行状況報告」より

(〔5〕, p. 103)

「統計調査事務地方公共団体委託費により整備維持される都道府県統計専任職員の定数は、国の定員削減計画に準じて毎年削減を行っている。しかしながら、平成23年度に大幅な前倒しの削減があったことから、24年度は前年度と同数の定員を確保した。同専任職員の基準単価の見直しについては、平成24年度予算の概算要求組替え基準で23年度当初予算額を上限とするとの方向性が示されたことから、基準単価の見直しができなかった状況である。

平成24年度以降も『国家公務員の給与の臨時特例に関する法律』による給与減額措置が採られることや財政建て直しが急務となっているなど厳しい状況であるが、定数を維持しつつ基準単価を引き上げること等については引き続き努力していく所存。」(継続実施)

「また、統計専任職員の対象範囲等の見直しについては、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、再任用短時間勤務職員を対象範囲に含めた業務スキーム及び定数管理について検討。」(検討中、平成25年度末までに結論を得る予定)

基準単価というのは、都道府県の統計主管課に配置される統計専任職員に掛かる経費を算出する際の単価で、これに人数をかけた金額が「統計調査事務地方公共団体委託費」として交付される。統計専任職員定数の削減が進むとともに、この基準単価が実態としての平均年齢より低く抑えられていることから、

地方公共団体からは毎年見直しの要望が寄せられてきていた。これらの諸点については、基本計画部会第1ワーキンググループで検討が行われてきており、平成20年7月28日付の「基本計画部会第1ワーキンググループ報告書（資料編）」でいくつかの資料紹介がある⁴⁾。

さて、この基準単価問題であるが、平成22年度「統計法施行状況報告」では、統計調査事務地方公共団体委託費は、平成22年度の概算要求基準においては、従前とは異なり、義務的経費以外のその他一般歳出として扱われ、概算要求の大幅な削減が行われることとなったと説明されている。義務的経費であれば、基準単価×人数で交付金額がはじかれ、前年度予算額の範囲内での要求が可能であったが、それができずに概算要求自体の大幅な削減を余儀なくされたというのである。

そうすると、そもそも基準単価という考えがなくなったのかどうか。この点につき、統計局・政策統括官に問い合わせたが、基準単価を用いて必要交付額を出すことはしている。しかし、この方法で基準単価の引き上げを行うと、財務省の設定するシーリングを超えてしまうため、「従前の考え方で基準単価の見直しは困難となり、新たな観点からの検討が必要となった。平成23年度も概算要求基準の動向などを踏まえ、引き続き検討するという回答であった。財務省が大きく立ちはだかっており、政策統括官としても忸怩たる思いであるが、ともあれ、閣議決定で「平成22年度までに結論を得る」という結論がこれである。そして、そのため平成24年度予算に向けても何もできなかったというのが、「平成23年度統計法施行状況報告」である。

「今後5年間に講ずべき具体的施策」とし

4) 2009年3月に閣議決定された「統計基本計画」の策定に際しても、基本計画部会のもとにワーキンググループ(WG)が設けられ、検討が進められてきた。

て取り上げたということは、前向きに歩を進めるということではあるはずだが、「統計調査事務地方公共団体委託費」を「義務的経費」から外すということは大きな後退であり、計画の精神に逆行する、なし崩しの統計の基盤崩壊であるといわざるを得ない。

なお、施策4に関して、検討中で、平成25年度末までに結論を出す予定として、「平成23年度統計法施行状況報告」に新たに明記されたのが、統計専任職員の対象範囲等の見直しの問題である。「平成21年度統計法施行状況報告」では、「都道府県の人事当局が再任用短時間勤務職員を職員定数条例の定数として管理する旨を定め、運用している場合には、交付対象の範囲として取り扱う方向で検討」するとして、交付に向けた努力をするとしていた。しかし、「平成21年度統計法施行状況報告」では、統計調査事務地方公共団体委託費は平成22年度の概算要求基準では義務的経費として扱われず、その他一般歳出として扱われ、従前の考え方で基準単価の見直しは困難となってしまった。そのため、「再任用短時間勤務職員を対象範囲に含めることについても、このような新たな状況の下で検討」せざるをえなくなったとしていた。

そして、この検討が平成23年度に進まなかったため、「平成23年度統計法施行状況報告」で、「再任用短時間勤務職員を対象範囲に含めた業務スキーム及び定数管理について検討」するとし、計画期間最終年度までに結論を出すとしたのである。しかし、問題は再任用短時間勤務職員をどう位置づけるかに止まるものでなく、統計専任職員の定数枠をどうするかそのものである。これを曖昧にした結論では、都道府県の統計主管課の機能をより充実させることを目指した施策4の目標はほとんど果たされなかったと言わざるをえないことになる⁵⁾。

5) 総務省統計局政策統括官(統計基準担当)の

政策・人事・財政部門の統計理解を通じた
人員確保

(施策5)・各府省と協力して、地方公共団
体の政策部門や人事・財政部門等に対し、
統計調査の具体的な利活用方策、統計の
有用性等を周知することにより、地方公
共団体の統計部局が必要な人材を確保で
きるよう支援する。(総務省) (アンダー
ライン筆者)

平成21年度「統計法施行状況報告」より

([3], p. 79)

「地方公共団体の統計部局の人材確保支
援に資する観点から、幹部職員の都道府県

調べによると、2009年から2012年にかけての国
の統計職員数は、順に3,903人、3,803人、3,717
人と漸減し、2012年度は2,030人と激減する結
果になっている。これは、沖縄総合事務局を除
く農林水産省の統計職員数が、2,464人、2,398
人、2,330人と漸減したのち、2012年に665人へ
と数字上激減したためである。農林水産省は、
地積等専門的知識で農地調査をする必要から多
数の統計職員(国の統計職員の半数以上)を抱
えていたが、調査方法の一般化によって、統計
専門職員を固定化しないですむ道がとられるよ
うになってきていた。そして、これを踏まえ、
2009年半ばより、地方農政局等の地域センター
で、スタッフ制がとられるようになった結果、
統計職員数が明確に把握できなくなり、数値上
は665名へと激減したのだという。スタッフ制
であるから、時には統計、時には他の事業と効
率よくこなしていくということで、従来の統計
業務のボリュームが後退したということではな
いという。農林水産省の統計職員数が多いとい
う批判をかわすうえでこれは有効ということ
のように見える。

この論理が通っていくと、これと同じ理屈が
地方自治体においてもあてはまる。地方自治体
の統計職員は、基礎自治体に行けばいくほどス
タッフ制で仕事をしなければならず、そのうえ
異動も早いという過酷な状況にある。スタッ
フ生が基本ということになると、統計専任職員
数という枠はあいまいになり、統計作成業務のた
めの交付金の算定基礎も一層あいまいになる。

訪問時に、人事・財政部門等の幹部職員に
対し、統計行政をめぐる状況の説明に努め
た。」(継続実施)

平成22年度「統計法施行状況報告」より

([4], p. 80)

「地方公共団体の統計部局の人材確保支
援に資する観点から、幹部職員の都道府県
訪問時に、人事・財政部門等の幹部職員に
対し、統計行政を巡る状況の説明に努めた。
なお、平成23年度始めに開催するブロック
別統計主管課長会議(政策統括官室実施)
において、都道府県統計主管課の庁内政策
部門等に対する統計調査結果やそれらを分
析した情報の提供など統計に対する理解増
進に向けた取組状況の把握とともに、意見
交換を実施することについて検討。」(継続
実施)

平成23年度「統計法施行状況報告」より

([5], p. 103)

「地方公共団体の統計部局の人材確保支
援に資する観点から、幹部職員の都道府県
訪問時に、人事・財政部門等の幹部職員に
対し、統計行政を巡る状況の説明に努めた。
なお、平成23年度始めに開催したブロック
別統計主管課長会議(政策統括官室実施)
において、都道府県統計主管課の庁内政策
部門等に対する統計調査結果やそれらを分
析した情報の提供など統計に対する理解増
進に向けた取組状況の把握とともに、意見
交換を実施。」(継続実施)

統計基本計画の「今後5年間に講ずべき具
体的施策」のうち筆者がもう一つ注目してい
るのは「政策部門、人事・財政部門等に対し、
所管する統計調査の具体的な利活用方策、統
計の有用性等を周知することにより、地方統
計機構が必要な人材を確保できるよう支援
(総務省)」する点である。ただ、この
表現では、地方公共団体の政策・人事・財政
部門に統計利活用の意義を理解してもらい、

地方統計機構が必要とする人材を異動させて欲しいと言っているに過ぎない。統計主管課への人材配置は確かに重要である。

だが、より大事なのは、統計審議会1995年答申で強調されていたように、「統計従事職員が創意・工夫を発揮する分野を広げることによって、その職員の士気が高まり、統計組織が活性化する可能性」を高めることである。地方公共団体の一部ではそうした努力を始めようとしているところがある。こうした取り組みを普及し、支援することが国の役割ではなからうか。その意味で、この支援は総務省の役割に限定されるのではなく、各府省を挙げて行うべき課題である。事業主管課を含む地方行政のあり方、組織のあり方に踏み込んで統計の利活用の必要性を議論していく必要がある。

こうした視点からすると、平成21年度の取組みは、地方公共団体の人事・財政部門等の幹部職員に対しおずおずと声を掛けている印象を免れない。総務省が担当する位置づけになっていることの限界でもある。平成22年度に検討し、23年度に実施した「庁内政策部門等に対する統計調査結果やそれらを分析した情報の提供など統計に対する理解増進に向けた取組状況の把握とともに、意見交換を実施」したことは大事で、むしろ初年度から取組まれるべきことであった。否むしろ、計画実施の半ばに差し掛かっているわけであるから、さまざまな形でこれがはっきりと進んでいるのでなければならない。そしてそれが十全に機能するには、経済産業省や厚生労働省などの地方公共団体の事業主管課と関係ある省庁との連携が不可欠である。「各府省と協力して」とは謳われているものの、そうした姿はまだ見えない。計画期間終了までにはそうしたところまで進むことを期待したい⁶⁾。

6) 地方自治体においては、政策形成にもっと統計を活かすべきとの視点から、統計主管課を総

Ⅲ．自治体を經由する調査の範囲の見直しと業務量の平準化

地方自治体を經由する調査の見直し

(施策1)・地方公共団体を經由する必要がある調査(原則として調査員が必要な調査)の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。(各府省)

平成21年度「統計法施行状況報告」より

([3], p. 77)

調査員調査で行われる全国消費実態調査(単身世帯)の調査世帯数を600世帯削減し、補完として、民間委託によるモニター調査を実施。[総務省]

統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方公共団体を經由する必要がある範囲等について確認・検討を行っている。[厚生労働省]

2010年農林業センサス(平成22年2月実施)において調査項目の大幅な削減(農林業経営体調査の削減数約160項目)を行うことにより、地方公共団体の事務負担(実査事務、審査事務)を軽減。[農林水産省]

特定サービス産業実態調査について、都道府県の事務負担軽減のため、平成21年調査から標本調査方式を導入。また、調査実施方法を見直し、28業種のうち、企業を対象とする6業種については国直轄の郵送調査を実施した。

務部から企画部へ移し、政策統計課としていく流れが進んできている。これは、企画部門での政策形成に統計を役立てていくとともに、商工労働課などの統計主管課と事業主管課との連携を強め、事業主管課での政策形成にも統計を役立てていこうとする動きの表れである。施策5では、地方自治体のそうした動きに呼応するような取り組みが求められているのである。

工業統計調査について、平成19年から本社一括調査を希望する企業について国が郵送調査を行っている。[以上経済産業省]

近年の港湾を取り巻く状況変化を踏まえ、調査対象港湾を縮減するとともに、報告を求める事項や調査事項の一部削除、陸上出入貨物調査の廃止を行った(平成21年10月30日国土交通省令第62号)。さらに、報告義務者の負担軽減等の観点から、行政記録情報等(港湾法に基づく入出港届及び関税法に基づく輸出入申告)の利用範囲の拡大について、引き続き検討を行っている。[国土交通省][他府省では特段の取組実績はない(調査員調査の該当がないため等)]

平成22年度「統計法施行状況報告」より

([4], p. 78)

平成22年国勢調査について、世帯の調査票提出の利便性の向上を図るため、調査票提出の全面封入方式、郵送提出、東京都をモデル地域としたインターネットによる回答を導入し、これに伴って調査員事務全体の見直し・再構築を行った。

調査票提出の全面封入方式の導入等に伴って、指導員の担当調査区数の削減、従来市区町村で行っていた産業大分類格付事務を(独)統計センターに移管、市区町村における調査票の審査事務期間の延長、審査事務従事者確保のための経費措置など、指導員及び市区町村における審査事務の増加を抑制するために必要な措置を実施。

また、コールセンターの設置によって実査期間中の世帯からの照会対応事務の負担を一元化。

調査項目について、他の統計データにおける代替性、相対的な利用度の低下などを勘案し、前回の大規模調査であった平成12年国勢調査と比較して、調査項目

を2項目削減して実施。[以上総務省(統計局)]

平成23年度「統計法施行状況報告」より

([5], p. 101)

平成24年経済センサス活動調査について、事業所の調査票提出の利便性の向上を図るため、調査員調査は単独事業所と新設事業所のみ限定した。

市・都道府県・国の直轄調査に係る事務のうち、調査関係書類の作成と発送、調査票の回収・整理、審査等を民間事業者へ業務委託することにより、事務の増加を抑制した。

また、コールセンターの設置によって実査期間中の事業所からの照会対応事務の負担軽減を図った。

平成23年社会生活基本調査について、コールセンターの設置によって実査期間中の世帯からの照会対応事務の負担軽減を図った。[以上総務省(統計局)]

統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方公共団体を經由する必要がある範囲等について確認・検討を行っている。[厚生労働省]

経済センサス活動調査について、都道府県の事務負担軽減のため、国直轄による本社一括での調査を実施する方式を導入した。[経済産業省]

[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]

前節でみた取り組み状況に比し、ここではかなり具体的な記述が増えている。ただし、その中身を見ると、地方公共団体の負担軽減のため、調査世帯数を削減する、調査項目を大幅に削減する、調査を廃止するといった調査の縮小が一つの柱になっている。もう一つは、国直轄の郵送調査を増やす、インターネット調査を増やす、産業大分類格付けを国の

関係機関に移管する、紹介対応事務を一元化するなど、地方公共団体からの統計事務の切り離しである。

統計関係交付金が増えない中で、地方公共団体からの要望に応えざるをえなくなっているためであるが、逆に、そうしたことにより地方公共団体の統計力が後退する可能性を持つことにも注意しなければならない。地方公共団体としては、統計力強化のための方針を独自に持つべきであり、国はまたそれをサポートすべきである。

地方の統計業務量の平準化

(施策2)・新たな統計ニーズを含め、基本計画を踏まえ、地方公共団体の統計部局における業務量を極力平準化しよう調整に努める。(総務省)

平成21年度「統計法施行状況報告」より

([3], p. 77)

平成21年6月24日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置した「統計基盤の整備に関する検討会議」の下に「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」(WG)を設け、一部の地方公共団体にもオブザーバーとして参加を求め、同年7月から各府省等による具体的な検討を開始。同WGにおける検討の中で、地方公共団体における事務負担の軽減及び統計調査業務の効率的・計画的な遂行等に資する観点から、都道府県統計主管課を対象とする各府省主催の各種会議の合理化・効率化、地方統計機構経由で実施する各統計調査に係る年間業務スケジュールの事前提供、統計調査員に係る栄典事務の合理化・効率化に係る具体的方策を取りまとめ、これに基づき、各府省は平成22年度から順次実施することを決定。

産業関連統計の体系的整備の軸となる経

済センサスー活動調査について、経済センサス活動調査推進関係府省会議等を2回開催し、地方の調査負担の軽減等の観点から、調査環境の整備、広報方策等に関して、政府部内の検討を進めるとともに、情報の共有化を図った。

平成22年度「統計法施行状況報告」より

([4], p. 78)

地方公共団体の事務負担の軽減に資する観点から、「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」が平成21年度に取りまとめた、都道府県統計主管課を対象とする各府省主催の各種会議の合理化・効率化、地方公共団体における統計調査員に係る栄典事務の合理化・効率化に関する取組の着実な推進を図るため、関係府省の対応状況・検討状況のフォローアップを実施。

また、地方公共団体における計画的かつ効率的な統計調査業務の遂行に資する観点から、平成21年度と同ワーキンググループの取りまとめを踏まえ、関係省の協力を得て、地方統計機構経由で実施予定の各省所管の統計調査に係る年間業務スケジュールを取りまとめの上、22年4月上旬に各都道府県に情報提供。

平成23年度「統計法施行状況報告」より

([5], p. 101)

統計リソースWGにおいて、関係府省間で連携・協力を図りつつ、平成21年度に、地方公共団体の事務負担の軽減に資する観点から、都道府県統計主管課を対象に各府省が主催する各種会議の統合等による合理化・効率化、地方公共団体における統計調査員の栄典事務の合理化・効率化等、具体的な対応方策を取りまとめるとともに、その着実な推進を図るため、22年度以降、同WGにおいてフォローアップを実施しているところ。

また、上記取組の一環として、地方公

共同体における統計調査業務の計画的かつ効率的な遂行に資するため、次年度に各省が地方統計機構経由で実施を予定している各統計調査に係る年間業務スケジュールを、地方公共団体に情報提供することとされたところ。これを踏まえ、関係省の協力の下、平成23年度についても、24年度に各省で実施予定の各統計調査に係る業務スケジュールを取りまとめ、24年3月末に地方公共団体に対して情報提供を実施。

新たな統計ニーズを含め、基本計画を踏まえ、地方公共団体の統計部局における業務量を極力平準化する」ということであるが、ここでは新たなニーズについての議論よりも、統計調査の年間スケジュールの早期共有による業務の調整、各種会議の合理化、栄典業務の合理化といった、業務の平準化というよりは業務の合理化にウエイトが置かれた取り組みとなっている。

この項の取り組み報告の中で、「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」の設置と取りまとめというくだりが何度か出てきており、ホームページで紹介されていないため、政策統括官に問い合わせたところ、2～3枚のもので公表してはいいないとのことであった。しかし、実務レベルの文書であるかもしれないが、統計基本計画で定められた報告書⁷⁾において記載する以上、

7) 毎年発表されている「統計法施行状況報告」は、統計基本計画の「第4基本計画の推進・評価等の1. 基本計画の進捗管理・評価等」における定めをもとに行われている（[2], p. 35）。そこでは次のように述べられている。「統計委員会は、総務大臣からの新統計法の施行状況報告等を通じて、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況を把握し、その評価・検証等を実施する。さらに、これを踏まえ、必要に応じ関係府省に対して取組の見直し、促進等のための意見等を提示する。」その限りでは、統計

基本的には公開を原則とすべきである。そうでなければ、支援の輪も広がらない。

IV. 上乘せ調査支援と調査員支援

地方表章，上乘せ調査の支援

(施策3)・地方公共団体を經由する調査について、報告者負担にも留意しつつ、地方のニーズも踏まえ、地方表章の充実の計画的に推進するとともに、上乘せ調査(客体数、調査事項)を地方公共団体が実施できるよう支援する。(各府省)

平成21年度「統計法施行状況報告」より

([3], p. 79)

福井県で、労働力調査において独自に調査客体を上乘せした調査を行った際に、技術的支援を実施。[総務省]

平成22年度学校基本調査(初等中等教育機関)において、市町村別集計の閲覧公表を行うことについて検討を行った。

[文部科学省]

統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方別表章の充実等について確認・検討を行っている。[厚生労働省]

2010年農林業センサス(平成22年2月実施)において、地方設定項目(最大5項目)を設け、地方公共団体のニーズを踏まえた調査事項を設定。[農林水産省]

港湾統計の公表結果については、社会資本整備重点計画(取扱貨物量等に応じたコンテナターミナル、航路等の整備)の基礎資料となるほか、港湾管理者が策定

委員会に責任を負う文書であるが、同第4の「2. 的確な情報提供と国民の理解・協力の推進」を踏まえると、国民に責任を負い国民の協力を求めるための文書であることもまた明らかである。

する港湾計画の基礎資料（将来貨物量の推計等）として広く活用されている。また、業務の効率化や報告者負担の軽減を念頭に地方公共団体等（港湾管理者）と共に行政記録情報の利用範囲の拡大を進め、調査票情報との区分整理を行ってきた。さらに、地方別表章については、現状、集計表による報告を基に港湾ごとの表章を行っており、ニーズを踏まえ更なる改善方策の検討に努めている。[国土交通省]

平成22年度「統計法施行状況報告」より

〔14〕, p. 80)

福井県で、労働力調査において独自に調査客体を上乗せした調査を行った際に、技術的支援を実施。[総務省（統計局）]
平成22年度学校基本調査（初等中等教育機関）において、市町村別集計の閲覧公表を行うことについては、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」における「公共情報と秘匿措置との関係について」の議論を踏まえる必要があるため、引き続き、検討を行うこととした。[文部科学省]

統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方別表章の充実等について確認・検討を行っている。[厚生労働省]

[他府省では、平成22年度における特段の取組実績はない。]

平成23年度「統計法施行状況報告」より

〔15〕, p. 103)

福井県及び石川県で、労働力調査において独自に調査客体を上乗せした調査を行った際に、技術的支援を実施。[総務省（統計局）]

平成22年度学校基本調査（初等中等教育機関）の結果について、市町村別集計を公表した。（平成23年9月）[文部科学省]

統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方別表章の充実等について確認・検討を行っている。[厚生労働省]

[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]

地方公共団体による上乗せ調査を支援するというが、この間の財政改革、とりわけ2007年度から2009年度にかけての「集中改革プラン」の策定と実行により、次から次へと上乗せ調査が廃止に追い込まれてきたのが実態である。遅きに失した感がないわけではないが、2009年度に福井県、2011年度に石川県で上乗せ調査への取り組みが行われ、国がその支援を行うことができた意味は小さくない。

また、地方での統計利用という場合、地方表章をどう充実させるかが大事であるが、公的統計は全国一律の調査という観点から企画設計されてきているため、地方表章については、これから検討始めたいというのが現状であろう。ただ、そうした中で、国の調査の中で、「地方設定項目（最大5項目）を設け、地方公共団体のニーズを踏まえた調査事項を設定」する動きが出てきたことには注目しておきたい。

統計調査員の支援

(施策6)・各府省及び地方公共団体と協同し、統計調査員（統計指導調査員を含む。）の職務を精査して、現状の統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定めるとともに、それに応じた処遇改善等を早急に検討し、実施するよう努める。（総務省）

(施策7)・統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に調査客体等にたいする周知を推進する。（総務省、関係府省）

(施策8)・統計調査員の効率的運用を図るため、地方支分局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。(各府省)

平成21年度「統計法施行状況報告」より

([3], p. 79)

各府省が広く国民向けに統計調査結果の有用性情報の周知・広報に取り組むことを盛り込んだ「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)を策定。

統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」(WG)において、上記の地方公共団体の事務負担軽減方策の検討に加え、左記の課題に対応した多岐に亘る検討事項のうち、統計調査員の活動環境の整備(統計調査員の安全対策の推進等)、国が独自に確保・育成している統計調査員の効率的な活用について検討を行い、具体的な対応方策を取りまとめ、これに基づき、各府省は平成22年度から順次実施することを決定。

地方公共団体とも連携し、以下の取組を通じて統計調査員の役割や社会的重要性の周知・広報を実施 1 統計データ・グラフフェア(平成21年10月10日～12日に新宿駅西口イベント広場で開催)において、統計調査員に関するパネルを展示 2 次の政府広報媒体の活用し、統計調査員について掲載・紹介 政府広報誌「キャビネット」(平成21年9月号)への掲載 政府広報テレビ番組の「ご存じですか」で紹介(平成21年9月24日放映) 政府広報ラジオ番組の「HAPPY!ニッポン!」で紹介(平成21年10月10日放送) 政府インターネットテレビの「生活に身近な統計」で紹介(平成21年11月19日掲載) [総務省]

当省において確保している登録調査員について、登録の際に、「他府省、都道府県及び市町村が実施する統計調査への協力意向」を確認し、必要に応じ情報提供しているところ。[農林水産省]

当省において確保している登録調査員について、登録の際に、「他府省、都道府県及び市町村が実施する統計調査への協力意向」を確認し、必要に応じ情報提供しているところ。[農林水産省]

[他府省では特段の取組実績はない]

平成22年度「統計法施行状況報告」より

([4], p. 80)

統計調査員の処遇改善の一環として、関係省は、調査の特性や地域の実情・ニーズを踏まえて必要に応じ、統計調査員に対する家族等による同行支援の枠組みを設定すること、調査方法(調査員調査の在り方・範囲)に関する継続的な検討を行うこと等の対応方策について、「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」において取りまとめ。

また、平成21年度に同ワーキンググループで取りまとめた、統計調査員の活動環境の整備(統計調査員の安全対策の推進等)、国が独自に確保・育成している統計調査員の効率的な活用に係る対応方策について、関係省の取組の着実な推進を図るため、同ワーキンググループにおいて、その対応状況・検討状況のフォローアップを実施。

次の媒体を通じ、統計調査員について掲載・紹介

- ・調査依頼時に配布する依頼状・リーフレット等
- ・経常調査用広報のポスター等()

版下を地方公共団体に提供 上記の他、統計局等ホームページにて統計調査員について記載。[以上総務省]

(統計局)]

地方公共団体とも連携し，開催した統計データ・グラフフェア（平成22年10月23日～24日：新宿駅西口イベント広場）において，統計調査員に関するパネルの展示等を通じ，統計調査員の役割や社会的重要性の周知・広報を実施。[総務省（政策統括官）]

当省において確保している登録調査員について，登録の際に，他府省，都道府県及び市町村が実施する統計調査への協力意向を確認し，必要に応じ情報提供しているところ。[農林水産省]

統計を主管する局又は部を有する府省は，各府省の実情に応じて，10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や，所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして，人材の計画的育成に努める。それ以外の府省においても，統計主管部署において，同様の取組に努める。

なお，中核的職員については，可能な限り府省内において，統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め，その実行に努める。

府省間，国・地方間，官・学間の相互の信頼関係を醸成し，良質の人材を育成するという共通認識の下に，一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に基づく任期付職員採用制度の有効活用にも留意しつつ，府省間，国・地方間，官・学間等の人事交流を推進する。

[他府省では，平成22年度における特段の取組実績はない。]

平成23年度「統計法施行状況報告」より

(〔5〕，p.103・104)

統計調査員の処遇改善等については，これまで統計リソース WG において，関係府省間で連携・協力を図りつつ，平成

21年度及び22年度には統計調査員の安全対策の推進や国が独自に確保・育成している統計調査員の効率的な活用等について，また，23年度には統計調査員の確保・育成方策について検討を行い，既存ガイドラインを全面的に見直した「統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き」を策定するなど，具体的な対応方策を取りまとめたところ。今後は，関係省等による取組の着実な推進を図るため，同 WG においてフォローアップを実施するとともに，統計調査員の処遇改善等について，更なる具体的な検討事項等があれば，必要に応じ，検討を進める予定。

なお，統計調査員の報酬については，昨今の厳しい財政事情等の中，関係府省との連携・協力の下，統計調査員単価（日額単価）について同額を維持するよう努めているところ。

次の媒体を通じ，統計調査員について掲載・紹介

- ・調査依頼時に配布する依頼状・リーフレット等
- ・経常調査用広報のポスター等（ ）

版下を地方公共団体に提供

上記の他，統計局等ホームページにて統計調査員について記載。[以上総務省（統計局）]

[他府省では，平成23年度における特段の取組実績はない。]

当省において確保している登録調査員について，登録の際に，他府省，都道府県及び市町村が実施する統計調査への協力意向を確認し，必要に応じ情報提供しているところ。[農林水産省]

統計調査員は，統計調査の第一線に立つ大事な仕事であり，その役割にふさわしい待遇を講じるべきである。そのためにもまずは，統計と統計調査員の役割を広く社会に広め，

国民の理解を広めるべきである。また、安全対策、携帯品等仕事のしやすさ確保への検討も必要である。また、その働きへの表彰制度も大事である。こうした具体的検討は進められつつあるとみてよい。ただし、肝心の手当面で見るべき成果がみられたわけではない。

V. 悪循環からの脱却 むすびにかえて

以上、平成21・22・23年度「統計法施行状況報告」をもとに、「統計基本計画」の「実査体制（統計専任職員）の機能維持，国と地方の連携」に関する項の具体的施策の実施状況についてみてきた。

本稿でつけた小見出しで言うと、基準単価の引き上げ、政策・人事・財政部門の統計理解を通じた人員確保、地方公共団体を經由する調査の見直し、統計業務量の平準化、上乘せ調査の支援、統計調査員の支援である。この順でみてきたわけだが、取り組み状況の記載は実はこの順に増えてきている。やはり、最初の二つは重いということか、その取り組みについての記載は極めて少なく、内容も抽象的である。

これに対し、調査の見直し、業務量の平準化といった合理化・省力化に関わるテーマになると、急に取り組みに関する記載が増えてくる。また、地方表章については、検討を始めているということで、そのこと自体は望ましいが、地方との連携なくして多くの成果は期待できない。最後の統計調査員の支援になると、非常に具体的な記載が多くなっている。支援の取り組みが多いことは良いのであるが、個別のイベントやテレビ放映までもが記載されている。

物事を前に進めなければならないときには、これくらい具体的であってよいであろう。これに対し、施策4、施策5はあまりにも抽象的で、勢いにも欠ける。「幹部職員の都道府県訪問時に、人事・財政部門等の幹部職員に

対し、統計行政を巡る状況の説明に努めた。」というが、あたかもついで行っているとしか読みえない。計画的に取り組むことを「取り組み」と呼ぶのである。意識的計画的に進めるところを強く求めたい。

また、「都道府県統計主管課の庁内政策部門等に対する統計調査結果やそれらを分析した情報の提供など統計に対する理解増進に向けた取組状況の把握とともに、意見交換を実施」は、3年目によくやく一歩進んだ。遅きに失した感がないわけでないが、こうした取り組みで具体的な記載が多く占められるようになることを望みたい。

そうでない限り、予算減 地方の統計力縮小 国の統計の縮小という悪循環から抜け出すことはできない。地方統計機構はもはや無理だという意見もあるが、それは地方公共団体の存在が無理だというに等しい。筆者はなお、統計審議会1995年答申『統計行政の新中・長期構想』の掲げた次の考え方を捨て去ってはならないと考える。

「都道府県等の統計主管組織は、国の統計調査の実査担当部局としての機能を果たす業務が中核となっていることもあって、地方において創意・工夫する余地が少ないという意識が生じがちであるが、統計従事職員が創意・工夫を発揮する分野を広げることによって、その職員の士気が高まり、統計組織が活性化される可能性が生まれる。組織の活性化を図る方策の一つは、地方における統計情報の発信者、統計の利用者としての機能を充実させていくことである。このため、自ら従事した統計調査の結果が都道府県等の施策を遂行する上で積極的に利用され、役立つものであることの認識を高めることが重要である。」〔6〕, p. 53, 傍点筆者)

「さらに活性化対策の一つとして、都道府県等が独自に企画・実施する統計調査に関する統計主管課による支援、調整がある。この地方の統計調査は、統計主管課以外の行政担

当部課で企画・実施されることが多いが、これに対して、統計主管課が統計の専門知識や情報に基づいて支援，調整を行うことは、効果的で効率的な統計調査の実施を推進し、何よりも報告者負担の軽減に寄与するものである。」〔6〕，p. 55)

参考文献並びに引用資料

- 〔1〕『統計法』(2007年，平成19年法律第53号)
- 〔2〕「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2009年3月13日閣議決定)
- 〔3〕「平成21年度統計法施行状況報告」(総務省統計局政策統括官，2010年6月18日)
- 〔4〕「平成22年度統計法施行状況報告」(総務省統計局政策統括官，2011年7月8日)
- 〔5〕「平成23年度統計法施行状況報告」(総務省統計局政策統括官，2012年6月14日)
- 〔6〕総務省統計基準部『統計行政の新中・長期構想 統計審議会答申』(全国統計協会連合，1995年5月)
- 〔7〕総務省統計基準部『統計行政の新たな展開方向(各府省統計主幹部局長会議の申し合わせ)』(全国統計協会連合会，2004年3月)
- 〔8〕内閣府経済社会統計整備推進委員会「政府統計の構造改革に向けて」(2005年6月)
- 〔9〕総務省統計法制度に関する研究会「統計法制度に関する研究会報告書(中間とりまとめ)」(2005年12月)
- 〔10〕内閣府統計制度改革検討委員会「統計制度改革検討委員会報告」(2006年6月)
- 〔11〕菊地進「地方統計機構と統計の利活用」(法政大学日本統計研究所『研究所報』NO. 40，2010年9月)